

【表紙】

| | |
|------------|----------------------------------|
| 【提出書類】 | 臨時報告書 |
| 【提出先】 | 近畿財務局長 |
| 【提出日】 | 2024年7月1日 |
| 【会社名】 | 神姫バス株式会社 |
| 【英訳名】 | SHINKI BUS CO.,LTD. |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 長尾 真 |
| 【本店の所在の場所】 | 兵庫県姫路市西駅前町1番地 |
| 【電話番号】 | (079)223-1241 |
| 【事務連絡者氏名】 | 取締役総務部長 井村 在宏 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 兵庫県姫路市西駅前町1番地 |
| 【電話番号】 | (079)223-1241 |
| 【事務連絡者氏名】 | 取締役総務部長 井村 在宏 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) |

1【提出理由】

2024年6月27日開催の当社第141回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
2024年6月27日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件
期末配当に関する事項
・配当財産の種類
金銭

・配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき 金22円50銭 総額135,568,620円
・剰余金の配当が効力を生じる日
2024年6月28日

第2号議案 当社株式に対する大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）の一部変更・継続の件
当社株式に対する大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）を一部変更・継続する。

第3号議案 取締役11名選任の件
取締役として、長尾 真、丸山明則、横山忠昭、梅谷榮一、上門一裕、藤岡資正、殿村美樹、三谷康生、久須勇介、井村在宏及び三木公仁を選任する。

第4号議案 監査役2名選任の件
監査役として、澤田 恒及び岩崎和文を選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

| 決議事項 | 賛成(個) | 反対(個) | 棄権(個) | 可決要件 | 決議の結果及び賛成割合(%) |
|-------|--------|-------|-------|------|----------------|
| 第1号議案 | 35,769 | 686 | - | (注)1 | 可決 (98.12) |
| 第2号議案 | 35,780 | 672 | - | (注)1 | 可決 (98.16) |
| 第3号議案 | | | | (注)2 | |
| 長尾 真 | 36,110 | 345 | - | | 可決 (99.05) |
| 丸山 明則 | 36,117 | 338 | - | | 可決 (99.07) |
| 横山 忠昭 | 36,140 | 315 | - | | 可決 (99.14) |
| 梅谷 榮一 | 36,140 | 315 | - | | 可決 (99.14) |
| 上門 一裕 | 36,138 | 317 | - | | 可決 (99.13) |
| 藤岡 資正 | 36,140 | 315 | - | | 可決 (99.14) |
| 殿村 美樹 | 36,138 | 317 | - | | 可決 (99.13) |
| 三谷 康生 | 36,133 | 322 | - | | 可決 (99.12) |
| 久須 勇介 | 36,140 | 315 | - | | 可決 (99.14) |
| 井村 在宏 | 36,138 | 317 | - | | 可決 (99.13) |
| 三木 公仁 | 36,140 | 315 | - | | 可決 (99.14) |
| 第4号議案 | | | | (注)2 | |
| 澤田 恒 | 36,016 | 439 | - | | 可決 (98.80) |
| 岩崎 和文 | 36,066 | 389 | - | | 可決 (98.93) |

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

以上